

# 信用保証料率表

(平成28年4月現在)

保証制度	責任共有対象	信用保証料率(年率.%)									定性要因割引			備考	
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保 (※1)	会計処理(※2) 基本要領	会計参与		
		一般保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○
無担保無保証人保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		○	○		
		0.70											○	(注1)	
		0.60												(注1-2)	
根保証	手形貸付	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
	手形割引・電子記録債権割引	○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	○	
追認保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		○	○		
開業資金保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○		
当座貸越(貸付専用型)根保証	○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	○		
長期経営資金保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○		
事業者カードローン当座貸越根保証	○	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	○		
風俗営業飲食業保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○		
公害防止保証	○	1.15									○		○		
エネルギー対策保証	○	1.06											○		
海外投資関係保証	○	0.98											○		
新事業開拓保証	○	1.06									○		○		
	○	0.77											○	(注3)	
中小企業特定社債保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		○		
流動資産担保融資保証	○	0.68											○		
事業再生保証		2.20									○		○		
一括支払契約保証	○	1.10~ 1.54	1.00~ 1.40	0.90~ 1.26	0.80~ 1.12	0.68~ 0.95	0.55~ 0.77	0.45~ 0.63	0.35~ 0.49	0.25~ 0.35	○				
激甚災害保証		0.80											○		
経営安定関連保証	1~6号	0.80											○		
	7、8号	○	0.68											○	
労働力確保関連保証	○	0.68											○		
中小小売商業関連保証	○	0.68											○		
商店街整備等支援関連保証	○	1.15									○				
伝統的工芸品関連保証	○	1.15									○				
地域伝統芸能等関連保証	○	0.68											○		
流通業務総合効率化関連保証	○	0.68											○		
商工会・商工会議所による小規模事業支援関連保証	○	1.15									○				
中心市街地商業等活性化関連保証	○	0.68											○		
中心市街地商業等活性化支援関連保証	○	0.68													
創業等関連保証		0.80											○		
特定新技術事業活動関連保証	○	1.06									○		○	(注2)	
	○	0.77											○	(注4)	
	○	1.11											○	(注5)	
経営革新関連保証	○	0.68											○		
	○	1.06									○		○	(注2)	
	○	0.77											○	(注3)	
○	1.06									○		○	(注7)		
創業関連保証(支援創業関連保証含む)		0.80											○		
再挑戦支援保証(支援創業関連保証含む)		0.80											○		
周辺地域整備関連保証	○	1.15									○		○		
		0.70											○	(注1)	
		0.60												(注1-2)	
	○	1.06									○		○	(注2)	
○	0.77											○	(注3)		
下請振興関連保証	○	0.56											○		
特定下請連携事業関連保証	○	0.68													
	○	1.06									○			(注2)	
	○	0.77												(注3)	

保証制度	責任共有対象	信用保証料率(年率、%)									定性要因割引			備考
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保 (※1)	会計処理(※2) 基本要領	会計参与	
異分野連携新事業分野開拓関連保証	○	0.68											○	
	○	1.06									○		○	(注2)
	○	0.77											○	(注3)
	○	0.56											○	(注6)
	○	1.06									○		○	(注7)
特定研究開発等関連保証	○	0.68											○	
	○	1.06									○		○	(注2)
	○	0.77											○	(注3)
地域産業集積関連保証	○	0.68											○	
地域産業資源活用事業関連保証	○	0.68											○	
	○	1.06									○		○	(注2)
	○	0.77											○	(注3)
	○	0.56											○	(注6)
	○	1.06									○		○	(注7)
特定信用状関連保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
事業再生円滑化関連保証	○	1.76											○	
		0.70											○	(注1)
農商工等連携事業関連保証	○	0.68											○	
	○	0.56											○	(注6)
	○	1.06									○		○	(注2)
	○	0.77											○	(注3)
	○	1.06									○		○	(注7)
農商工等連携支援事業関連保証	○	1.15									○			
経営承継関連保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
		0.70											○	(注1)
中小企業承継事業再生関連保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
		0.70											○	(注1)
東日本大震災復興緊急保証		0.80											○	
情報提供支援関連保証	○	1.15									○			
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	○	0.68											○	
		0.80											○	
連携創業支援関連保証	○	1.15									○			
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証(無担保保証)		0.65												
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証(普通保証)		0.75												

小口零細企業保証		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		その他の保険及び特例成立の場合、各保険に準ずる責任共有外保証料率												
借換保証		0.80											○	(注8)
	○	0.68											○	(注9)
	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
		一般保証による借換の場合は、それぞれの種類の保証における信用保証料率												
予約保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
	小口零細企業保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
経営力強化保証	○	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○	○	
		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○		○	
経営者保証ガイドライン対応保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
ふくいスクラム保証	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		○	○	
長期あんしん借換保証	○	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○	○	

- (注1) 特別小口保険成立の場合 (注1-2) 特別小口保険成立の場合(特定非営利活動法人(NPO法人))  
(注2) 新事業開拓保険(特例分含む)成立の場合  
(注3) 新事業開拓保険(特例分含む)が成立し、担保を提供させない保証であって、その合計額が5,000万円以内の場合  
(注4) 新事業開拓保険(特例分含む)が成立し、担保を提供させない保証であって、その合計額が7,000万円以内の場合  
(注5) 新事業開拓保険(特例分含む)が成立し、担保・保証人(法人代表者除く)を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以内の場合  
(注6) 流動資産担保保険成立の場合  
(注7) 海外投資関係保険成立の場合  
(注8) 経営安定関連特例1~6号成立の場合  
(注9) 経営安定関連特例7、8号成立の場合  
(注10) 経営安定関連特例1~6号、創業等関連特例、創業関連特例成立の場合  
(注11) 経営安定関連特例7、8号、経営革新関連特例成立の場合

○財務以外の要因による割引【定性要因割引】

- (※1) 担保提供(人的担保を除く。)がある場合は0.1%の割引を行います。  
(※2) 「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる中小企業者(責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証が対象)、又は「会計参与」を設置していることを登記により確認できる中小企業者に対しては、0.1%の割引を行います。  
なお、特定非営利活動法人(NPO法人)は、適用対象外となります。

○「小口零細企業保証」、「保証協会の求償権を消滅させることを目的とした保証」の場合は、保険及び特例の成立により各保証制度の責任共有対象外保証料率となります。

県制度融資 信用保証料率

(平成28年4月現在)

保証制度	責任共有対象	保険・特例成立	信用保証料率(年率、%)										定性要因割引	
			第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	会計処理(※2)		
													基本要領	会計参与
中小企業育成資金	(一般)企業の子育て奨励分・企業の女性活躍推進分含む	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
	(小口) 企業の子育て奨励分・企業の女性活躍推進分含む		1.96	1.77	1.58	1.39	1.18	0.97	0.78	0.59	0.40		○	
		(※1)	0.70											
経営安定資金		○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
			(※2) 3~6号 0.70											○
		○	(※2) 7、8号 0.60											○
	セーフティネット保証支援分		(※2) 5号 0.70											○
	為替変動対策分		1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
関連倒産防止資金		○	1.49	1.35	1.17	0.99	0.85	0.73	0.55	0.38	0.23	○	○	
			(※2) 1、2号 0.80											○
中小企業再生支援資金		○	(※3) 0.68											○
資金繰り円滑化支援資金		○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
			(※1) 0.70											○
			(※2) 1~6号 0.80											○
		○	(※2) 7、8号 0.68											○
産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
	経営活性化支援分	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
	新事業展開等支援分	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
		○	(※4) 0.68											○
	県外・海外販路開拓支援分	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
		○	(※4) 0.68											○
		○	(※5) 0.98											○
事業承継分	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○		
開業支援資金	(無担保)おもてなし産業支援分含む		0.80											○
	(有担保)おもてなし産業支援分含む	○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	
オープンイノベーション支援資金		○	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35	○	○	

- (※1) 特別小口保険成立分
- (※2) 経営安定関連特例成立分
- (※3) 事業再生計画実施関連特例成立分
- (※4) 経営革新関連特例、農商工等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分
- (※5) 海外投資関係保険成立分

【県制度保証に係るリスク考慮型保証料率表】

(単位:年率、%)

区分			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
体系1	A	責任共有保証料率	1.49	1.35	1.17	0.99	0.85	0.73	0.55	0.38	0.23
体系2	A	責任共有保証料率	1.70	1.56	1.37	1.19	1.02	0.89	0.70	0.50	0.35
	B	責任共有外保証料率	1.96	1.77	1.58	1.39	1.18	0.97	0.78	0.59	0.40
体系3	A	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分~第9区分の範囲で料率を判定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分を基準料率とします。

- ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

(※1) 保証料率は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

各市制度融資 信用保証料率表

(平成28年4月現在)

保証制度	責任共有対象	信用保証料率(年率、%)									定性要因割引			備考
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保	会計処理(※2)		
											(※1)	基本要領	会計参与	
福井市社会貢献サポート資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
福井市小規模企業者サポート資金		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		0.70											○	(注1)
福井市経営安定借換資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
		0.80											○	(注8)
	○	0.68											○	(注9)
福井市企業立地促進資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
福井市創業支援資金		0.80											○	
福井市ものづくり開発支援資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
福井市効率アップ設備促進資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
福井市観光施設整備資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
敦賀市中小企業経営安定資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
		0.80											○	(注10)
	○	0.68											○	(注9)
		0.70											○	(注1)
敦賀市小規模事業者特別資金		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		0.70											○	(注1)
大野市中小企業資金	○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	○	
		0.80											○	(注10)
	○	0.68											○	(注11)
		0.70											○	(注1)
勝山市小規模企業振興対策資金		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		0.70											○	(注1)
鯖江市小規模企業者特別資金		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		0.70											○	(注1)
鯖江市中小企業振興資金		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		0.70											○	(注1)
越前市小規模企業者支援特別資金		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		○	
		0.70											○	(注1)

- (注1) 特別小口保険成立の場合
- (注8) 経営安定関連特例1～6号成立の場合
- (注9) 経営安定関連特例7、8号成立の場合
- (注10) 経営安定関連特例1～6号、創業等関連特例、創業関連特例成立の場合
- (注11) 経営安定関連特例7、8号、経営革新関連特例成立の場合

○財務以外の要因による割引【定性要因割引】

- (※1) 担保提供(人的担保を除く。)がある場合は0.1%の割引を行います。
- (※2) 「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して計算書類を作成したことを確認できる中小企業者(責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証が対象)、又は「会計参与」を設置していることを登記により確認できる中小企業者に対しては、0.1%の割引を行います。